

総合研究・教育と法・教育と法研究会

1 事案の概要

が争われた計3件の訴訟について検討し、教員に対する労働災害認定およびパワーハラスメントによる賠償責任の特徴について考えてみる。

第127回 労働災害の認定とパワーハラスメントの賠償責任

星野 豊（筑波大学准教授）

教員も、他の労働者と同様、労働時間中およ

び事業場への通勤途上に遭った事故について
は、労働災害補償の適用を受けることができ
る。また、職務に関してパワーハラスメントを
受けた場合、その賠償を使用者に対して求める
ことができることも当然である。本稿では、小

学校の教員が、休日に行われた防災訓練に参加
する途中に立ち寄った児童の家で、その家の飼
い犬に咬まれて負傷したことが、労働災害補償
適用の要件を充たすか（①事件。甲府地裁平成
29年9月12日判決・平成27年〈行ウ〉5号事件、

29年9月12日判決・平成27年〈行ウ〉5号事件、

控訴審・東京高裁平成30年2月28日平成29年
〈行コ〉295号事件）、また、当該児童の家庭
との間での話し合いの途中で校長から謝罪をす
ることに当たるか（②事件。甲府地裁平成30年11
月13日平成27年〈ワ〉227号事件）、さらに、
かかるパワーハラスメントによってうつ病に罹
患したことが、労働災害補償の対象となるか
（③事件。甲府地裁平成31年1月15日判決・平

成29年〈行ウ〉2号事件、控訴審・東京高裁令
和元年8月7日判決・平成31年〈行コ〉28号）、
学校に置き忘れた工具を届けようとしてD宅に

本件全訴訟の原告Xは、平成24年当時、本件
A 小学校に勤務する、勤務歴約30年の教諭であ
った。Xが平成24年度に担任をしていたクラス
は指導困難なクラスであったほか、同年度から
赴任してきたB校長が必ずしもXのクラス運営
に対しても高い評価をしていなかつたことから、
Xは1学期終了の時点でやや精神的に疲弊して
おり、7月末頃に精神科であるCクリニックを
受診していたが、1学期は特に欠勤等ではなく、
2学期以降も平常勤務が予定されていた。

Xは、平成24年8月下旬の日曜日に行われた
地域防災訓練に参加しようとして現地に向かう
際、その途上に担任する児童Dの家があること
に気づき、あまり担任に対して心を開こうとし

立ち寄ったところ、D宅で銅われていた犬に脚を咬まれ、全治2週間の傷害を負った。

Xは、Dの家庭に対して特段法的責任を追及するつもりはなかったが、Dの保護者らと話した際に、今後は賠償責任保険の利用等も検討しておくことが望ましいのではないか等と述べたところ、Dの保護者らは、教員が保護者に賠償請求するとは何事であるか等と、学校に対して苦情を申し立ててきた。B校長は、Xから情報を詳しく聞くことなくXを強く叱責し、Dの保護者らの面前で、Xに土下座に近い謝罪行為をさせ、翌日さらにD宅に対して謝罪に赴くよう指示した。

Xは、この事件の直後からうつ病による症状が激しくなって勤務ができない状態となり、入院のうえ、休職するに至った。

本件は、以上の事実関係に基づき、Xが、D宅の犬に咬まれたことによる傷害は公務災害に該当する、として公務外災害認定処分の取消を求め(①事件)、B校長がXを一方的に糾弾して土下座をさせたことのほか、4月に赴任して以来のB校長の幾多の言動が、Xに対する評価を

下げ、Xに精神的な圧迫を加えるパワーハラスマントであるとして国家賠償を請求し(②事件)、さらに、Xがうつ病に罹患したことやその

症状が悪化して勤務ができなくなつたことは公務災害に当たると主張して、公務外災害認定処分の取消を求め(③事件)、地方公務員災害補償基金(①事件および③事件)、県および市(②事件)を提訴したものである。

2 裁判所の判断

①事件第1審 請求棄却。

「Xは、本件訪問行為において、Dに対し、手カンナを渡すとともに本件防災訓練に参加するよう促し、本件児童との信頼関係を形成することを目的としていたものであり、本件訪問行為は、Dに本件防災訓練への参加を促すという点ではXが向かつて本件防災訓練の会場との関連性がないわけではないが、本件防災訓練への参加という移動の目的とは質の異なる目的に基づく行為であつたといえるのであり、……本件訪問行為によつて、本件防災訓練の会場への

移動に伴う危険とは異質の危険が発生し、それが具體化したものといえるから、本件訪問行為は、移動の経路からの逸脱又は移動の中斷に該当する」ため、XがD宅の犬に咬まれて負傷したこととは、公務災害には該当しない。

①事件控訴審 請求認容(処分取消)

「Xは、Dに対して、忘れ物を届けるついでに、本件防災訓練への参加を呼び掛ける目的で、その経路沿いにあるD宅(敷地は本件通勤経路である公道に面している)を訪れたというものであり、その訪問に要する時間も数分程度であったものと推認されるところ、本件防災訓練への参加は、A小の児童も参加が予定されており、同小学校の教師らはB校長等から児童や保護者に対して本件防災訓練への参加を呼び掛けるよう求められていたのであるから、本件訪問行為は、その時刻や本件児童等に事前の連絡をしなかつたことなどを考慮したとしても、本件防災訓練への参加・移動(通勤)という通勤目的と無関係な目的で行われたものではない上、本件通勤経路(合理的な経路)からの逸脱

とは言え」ず、Xの負傷は公務災害に該当する。

②事件第1審 請求一部認容（国家賠償命令）

「Xは犬咬み事故の被害者であるにもかかわらず、加害者側であるDの父と祖父がXに怒りを向けて謝罪を求めているのであり、Xには謝罪すべき理由がないのであるから、Xが謝罪することに納得できないことは当然であり、B校長は、Dの父と祖父の理不尽な要求に対し、事実関係を冷静に判断して的確に対応することなく、その勢いに押され、専らその場を穩便に收めるために安易に行動したというほかない。そして、この行為は、Xに対し、職務上の優越性を背景とし、職務上の指導等として社会通念上許容される範囲を明らかに逸脱したものであり、Xの自尊心を傷つけ、多大な精神的苦痛を与えたものといわざるを得ない。」

なお、Xの主張するB校長の赴任以来のその他の行為については、パワーハラスメントの定義に該当するとしても、Xの人格を毀損するものとは言えず、賠償責任の対象とならない。

③事件第1審 請求認容（処分取消）

Xは、指導困難なクラスを担当しており、7月30日に精神科であるCクリニックを受診しているが、1学期については特に欠勤もなく、2学期からの平常勤務も予定されていたところ、「8月30日以降、Xの病状は急激に悪化した。それは、7月30日に来院した際のうつ状態とは全く異なり、それまでのうつ状態とははつきりと区別されるものであった。強い不安焦燥感、不眠、食欲低下、B校長への怖れなどが顕著で、重度のうつ病に相当するものであった。本件の経過からして、このような急激な病状の悪化は、

犬咬み事故に関連したB校長の不適切な対応によつて引き起こされたとしか考えられない。」

「Xが指導の困難なクラスの運営に当たつたことは、それ自体Xに相当の精神的負荷を与えるものであつたと推認されるところ、本件全証拠によつても、B校長に、そうした困難な状況に置かれていたXに配慮し、サポートしようとする行動や姿勢があつたと認めるることは困難で

あり、かえつて、上記のとおり、Xに対しても精神的負荷を与える行為があつたことが認められ

るのであつて、……XとB校長との間に信頼関係が形成されていたとはいえず、Xがうつ症状により平成24年7月30日にCクリニックを受診するに至つたことについては、同年4月以降、指導の困難なクラスの運営に当たつたこととともに、B校長との関係も影響しているとうかがわれるのであつて、このような従前の両者の関係性に照らすと、B校長の8月29日の言動は、Xに対して一層強度の精神的負荷を与えるものであつたと言えるから、Xが8月30日以降に発症したうつ病は、公務災害と認められる。

③事件控訴審 控訴棄却（処分取消）

「B校長の言動の具体的態様や……XとB校長との従前の関係等からすれば、Xのみならず、平均的な公務員（何らかの個体側の脆弱性を有しながらも、当該被災公務員と職種、職場における立場、経験等の点で同種の者であつて、特段の勤務の軽減まで必要とせずに通常業務を遂行できる者）にとって、当該被災公務員の置かれた具体的状況における精神的負荷が、一般に精神疾患を発症させるに足りる程度のも

のと認められ」、Xの発症したうつ病が公務災害に当たるとした原審の判断は正当である。

3 問題点の検討

本件については、争点ごとに別々の訴訟が提起されているため、事件の全体像を把握することがやや難しいが、要するに、ベテランの教員が、指導困難なクラスを担当していたことのかか、赴任したばかりの校長との間で緊張関係が続いている中で、夏休み中に児童宅の飼犬に咬まれる事故に遭ったところ、事故の加害者である児童の保護者から逆に謝罪を要求されたのみならず、校長が保護者に同調したため理不尽な謝罪を余儀なくされ、精神状態が一気に悪化したという、明らかに同情すべき事案である。

本件に係る法律上の論点としては、休日の地域行事に向かう途中の事故に関する労働災害該当性の判断と、パワーハラスメントの定義に該当する行為があつた場合における損害賠償責任の成否の判断があるが、いずれも、社会常識と言つよりもやや法律技術的な性格が強い。

例えば、①事件の公務災害の認定に関しては、そもそも本件防災訓練への参加が公務の一環と評価できるものであつたかに加え、本件事事が休日の朝に、教員がその場で思いついて立ち寄つた児童宅で発生したことから、D宅にXが立ち寄つたことが、公務に向かう途中の事故であったかという、二重の問題が発生している。この点について裁判所は、防災訓練への参加については学校が教員に対して事実上参加を認め、教員が自己の判断で参加しないことが困難であつたと判示し、防災訓練への参加自体が公務に該当すると認めたものの、D宅に立ち寄つたことについては、第1審と控訴審とで判断が分かれしており、同種事案でどのような判断が下されるかは、やや予測がつきにくい。

他方、②③事件のパワーハラスメントについては、Xが本件でB校長から受けた行為が明らかに理不尽なものであつたため、賠償責任が肯定されているが、その他のB校長の行為については、すべて賠償責任が否定されている。

実際、ハラスメントは、定義自体が極めて広く、被害者の心情によってあらゆる行為が該当

する可能性がある一方、法律上の責任を発生させる不法行為と認定されるためには、「相手方の人格を否定する行為である」との実質的要件が付加されるため、本件のXのような明らかに理不尽な対応をされるのでなければ、なかなか賠償責任が認められないのが実情である。この点は、ハラスメントの定義が被害者側の心情だけに頼つていることとの均衡からすれば、ある意味やむを得ないものであるのだが、別の見方をすれば、ハラスメントの定義には該当するが法律上の責任は生じないという一種のグレーボーンが生じてしまうこととなり、ハラスメントは被害の救済としては理論上も実務上も欠陥があるものと評価せざるを得ない。

本件におけるXの被害は、程度の差こそあれ多くの教員が被る可能性があり、教員であるからという理由で法律上の救済や権利行使が否定されることがあつてはならない。教員としての職務を誠実に遂行することは、被害を受けた際ににおける補償や賠償が、法律に従つて厳正に行われることが保障されていることをもつて、初め貫徹できるものだからである。